

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、上牛池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原北谷地区）を行うことについて令和元年11月27日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和元年12月13日から令和2年1月6日まで縦覧に供する。

令和元年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造